

ワールドトレイルズカンファレンス鳥取大会実行委員会規約

第1章 総則

(名 称)

第1条 この会は、ワールドトレイルズカンファレンス鳥取大会実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 実行委員会は、鳥取県の豊かな自然や歴史、文化等の魅力を組み合わせ、民学官が一体となり、スポーツツーリズム、エコツーリズムのメッカを創造・発展させ、県内のスポーツ及び観光振興の一層の拡充を図るとともに、アジアトレイルズカンファレンス鳥取大会及びワールドトレイルズカンファレンス鳥取大会（以下「大会」という。）を成功させることを目的とする。

(事 業)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 大会の開催に必要な企画及び運営に関すること。
- (2) 関係機関及び団体との連絡調整等に関すること。
- (3) その他前条の目的を達するために必要な事業に関すること。

第2章 組織

(構 成)

第4条 実行委員会は、別表に掲げる者で構成する。

- 2 委員は、必要に応じて追加等の変更を行うことができるものとし、会長が委嘱する。
- 3 実行委員会に会長1名、副会長3名、監事2名を置き、委員の互選により選出する。

(会長等の職務)

第5条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 監事は、会長から審査に付された会計事務を監査する。

(任 期)

第6条 委員の任期は、第16条の規定により実行委員会が解散することとなる日までとする。ただし、特別の事情があるときは、この限りではない。

- 2 委員が、就任時の機関又は役職を離れた場合は、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

(報酬及び旅費)

第7条 委員への報酬及び旅費は支給しないものとする。ただし、会長が必要と認めた場合には支給することができる。

- 2 前項ただし書の規定により旅費を支給する場合には、鳥取県職員の例に準じて支給することとする。

第3章 会議

(総 会)

第8条 実行委員会の総会（以下「総会」という。）は、会長が招集する。

- 2 総会の議長は、会長が務める。
- 3 総会は、次に掲げる事項を審議し、決定する。
 - (1) 大会の企画及び運営の基本事項に関すること
 - (2) 事業計画及び収支予算に関すること
 - (3) 事業報告及び収支決算に関すること
 - (4) その他大会の開催に関し重要な事項に関すること
- 4 総会は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。
- 5 総会の議決は、この規約に別に定めるもののほか、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 6 会長は、必要があると認めるときは、実行委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 7 前各項の規定にかかわらず、緊急に議決を要する事項があるとき、又は特別な事情があるときは、持ち回り、又は書面により委員の可否を求め、総会の議決に代えることができる。

(委任等)

第9条 やむを得ない理由のため総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は代理人に表決を委任することができる。この場合において、前条の規定の適用については、その委員は出席したものとみなす。

第4章 専門部会

(専門部会)

- 第10条 実行委員会に専門部会を設けることができる。
- 2 専門部会は、実行委員会の目的達成のため必要な調査、企画等を行う。
 - 3 第7条の規定は、専門部会において準用する。
 - 4 その他専門部会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第5章 事務局

(事務局)

- 第11条 実行委員会の事務局は、鳥取県中部総合事務所に置く。
- 2 事務局長は、鳥取県中部総合事務所地域振興局長をもって充て、事務局全体の総括を行う。
 - 3 事務局は、実行委員会の処務事務を行う。
 - 4 その他事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 経費及び会計

(経費)

第12条 実行委員会の経費は、負担金その他の収入をもってこれに充てる。

(事業計画、事業報告、予算及び決算)

第13条 実行委員会の事業計画及び収支予算は、総会の議決により定め、事業報告及び収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

- 第14条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- 2 前項の規定に関わらず実行委員会が解散することとした場合は、会計年度は同日をもって終了する。

- 3 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定めるもののほか、鳥取県の財務に関する諸規程に準ずるものとする。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第15条 この規約は、総会において議決を得なければ変更することができない。

(解散)

第16条 実行委員会は、第2条の目的が達成された後、速やかに事業報告及び決算報告を行い、解散する。

2 実行委員会が解散した場合において、その残余財産は、総会の議決により分配する。

(補則)

第17条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成27年1月19日から施行する。

2 実行委員会設立当初の会計年度は第14条第1項の規定にかかわらず、実行委員会設立の日から平成27年3月31日までとする。

附 則

この規約は、平成28年11月29日から施行する。